

くにさき輝響会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、くにさき輝響会 と称し、事務局を次に置く。

事務局所在地 国東市国東町来浦1061

※くにさき輝響会とは、国東市民が輝き、郷（ふるさと）を愛し音で心を響かせあう仲間と集う会である。

(組織)

第2条 本会は、国東市を愛し更なる発展を願う者で組織する。

(目的)

第3条 本会は、国東市活性化のため「地域の輝く資源」をもとにして、市内・県内・県外との交流の場を設け、交流人口を増やすとともに、「輝く資源」の発掘拡大を図ることを目的とする。

また、様々な音楽を通して若者や市民が集える場づくりと、市内外の方々に国東市をより深く知ってもらいつつ観光・経済の発展にもつなげる。

(活動)

第4条 本会は、第3条に規定する目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 年間を通して、交流事業を行う。
- (2) 事業は、高校生コンサートや、様々な音楽をとおしたイベントを行う。
- (3) 地域の住民や学校、また各種団体と連携して、活性化事業に取り組む。
- (4) その他、目的達成のために必要な活動をする。

(会員)

第5条 本会は、男女を問わず会の目的に賛同し、賛助金を持って会員とする。

2. この会に入会を希望する者は、賛助金を添えて事務局に申し込む。
3. 会員は、事務局に申し出て退会できる。

(賛助金)

第6条 本会の賛助金は、3,000円とする。

(その他)

- 第7条 本会は賛助金の外、収益金、寄付金、助成金、その他の収入を持って充てる。
2. 事業で収益が出た場合は、次年度の事業費に充てる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置き、総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 事務局次長 2名 (内、1名は会計を兼ねる。)
- (3) 会計 1名 (1名の事務局次長が兼務する。)
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2. 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
3. 任期途中の就任は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第9条 本会に、総会・役員会・実行委員会を置く。

(総会)

第10条 本会の最高議決機関を総会とし、年1回開催されるものとする。

但し、役員会の決定により、必要に応じて臨時総会を開催できるものとする。

2. 総会は、第5条に規定する会員によって構成される。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会は、事業計画、事業報告、予算、決算、賛助金、規約改正、役員の選出、承認、その他役員が必要と認める事項を審議し、承認する。
5. 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立する。
但し、委任状を提出した者は、出席者とみなす。
6. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
7. 総会の議長は、役員会において推薦し、総会において承認された者があたる。
8. 総会は、書記を選出し、記録を作成する。

(役員会)

第11条 本会の活動及び運営を円滑に行うため、第8条に規定する者によって構成する。

2. 会長は、役員会を招集し、その運営を担当し議長の職を行う。
3. 役員会の決定により、本会の目的を遂行するために実行委員会を置くことが出来る。

(実行委員会)

第12条 本会の活動及び運営を円滑に行うため、実行委員会を置くことが出来る。

(事務局)

第13条 本会は、その活動及び運営を円滑に行うため、事務局を置く。

2. 事務局長は、会長を補佐し、事務局の事務を総括する。
3. 事務局長は、会長が事故あるときは、会長の代行をする。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
5. 事務局次長は、事務局長に事故あるときは、事務局長の代行をする。
6. 事務局次長は、会計を兼ねる。

(会計)

第14条 会計は、2名の内1名の事務局次長があたる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

この規約は、2010年4月1日から施行する。